

年 月 日

十和田市長 様

住所又は所在地
氏名又は名称及び
代表者氏名

㊟

令和4年度十和田市住宅確保要配慮者専用賃貸住宅家賃低廉化支援事業補助金に係る誓約書

令和4年度十和田市住宅確保要配慮者専用賃貸住宅家賃低廉化支援事業の実施に当たり、令和4年度十和田市住宅確保要配慮者専用賃貸住宅家賃低廉化支援事業補助金交付要綱、十和田市補助金等の交付に関する規則及び下記の事項を遵守いたします。なお、下記の事項に違反した場合は補助金を速やかに返還することを誓約します。

記

遵守事項

- (1) 補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に違反しないこと。
- (2) 交付を受けた補助金を他の用途に使用しないこと。
- (3) 十和田市暴力団排除条例（平成23年十和田市条例第39号）第2条第3号に規定する暴力団員でないこと。
- (4) 家賃の額を近傍同種の住宅の家賃と均衡を失しない水準以下で定めるものであること。
- (5) 賃貸人は入居者を原則公募すること。
- (6) 賃貸人は抽選その他公正な方法により入居者を選定すること。
- (7) 入居者が不正の行為によってセーフティネット専用住宅に入居した時は、当該セーフティネット専用住宅に係る賃貸借契約の解除をすることを賃貸の条件とすること。
- (8) 毎月その月分の家賃を受領すること及び家賃の3か月分を超えない額の敷金を受領することを除くほか、入居者から権利金、謝礼等の金品を受領し、その他入居者の不当な負担となることを賃貸の条件としないこと。
- (9) 補助金の交付や不交付その他この要綱による措置により家賃が変動する可能性のあることその他賃貸に関する条件等を賃貸借契約書又はこれに付する重要事項説明書等に明示していること。
- (10) 終身にわたり受領すべき家賃の全部または一部を一括して受領しないこと

※上記の事項に違反した場合で、市長が補助金の交付を不相当と認めた場合は、補助金の交付の決定を取り消し、補助金の返還を命ずるものとする。